

2019 春季生活闘争 第4回中央闘争委員会 確認事項

連合は本日、2019 春季生活闘争の第4回中央闘争委員会を開催し、今後の進め方について協議し、以下の通り確認した。

- 1 構成組織・組合は、連合の闘争方針を踏まえ、同じ職場で働くすべての労働者の「底上げ・底支え」「格差是正」と働き方の見直しの実現をめざして要求を提出し、交渉に入っている。
 - ① 中小組合では、自らがめざす賃金水準への引き上げに向けて、大手組合の要求水準を上回る要求を提出するなど、「大手追従・大手準拠などの構造の転換」と「月例賃金にこだわる」取り組みが広がっている。非正規労働者の時給引き上げに向けても昨年以上にこだわりを持ち、同時決着に向けた交渉が進められている。
 - ② 「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現に向けて、本年4月1日から段階的に施行される改正労働基準法への対応も含めて、長時間労働の是正およびいわゆる「同一労働同一賃金（職場における雇用形態間の不合理な処遇の格差の是正）」に関する取り組みが広がっている。
 - ③ 企業内最低賃金協定の適用範囲の拡大や水準の引き上げに取り組む構成組織が増加している。これはまさに、「底上げ・底支え」に寄与する取り組みが拡大していることを示す。
- 2 これまでの交渉で経営側は、個人消費の活性化を通じた経済の好循環実現に向けた社会的な要請や期待について、また産業内における自社のポジションを意識した賃金水準に基づく要求については一定程度の理解を示しているものの、経済や事業の先行き不透明感、過去5年間の賃上げによる賃金水準の上昇などを理由に、賃上げに対しては極めて慎重な判断が必要との態度を示している。
- 3 連合・構成組織・地方連合会・組合が連携を強め、以下の点を強く主張し、要求趣旨に沿った回答を引き出すべく、粘り強く交渉を展開していく。
 - ① 「経済の自律的成長」実現に向けた労使の社会的責任と役割を果たすために、月例賃金の継続的な引き上げにより、個人消費を喚起することが必要である。超少子高齢化・人口減少がもたらす労働力不足と急速に進む技術革新という構造変化の中で、人材育成と働く者のモチベーションを高めることは、企業・産業の存続と発展のため、ひいては日本経済の成長のためにも不可欠である。
 - ② 「すべての労働者の立場にたった働き方の見直し」を進めることが、自社の存続と競争力強化に不可欠である。企業規模や業種にかかわらず、36協定の適正化など長時間労働是正に向けた基盤整備を強力に進める。
また、職場において雇用形態の違いを理由とした処遇の不合理な格差を是

正する取り組みを先行的に進める。改正労働契約法第 18 条にもとづく無期転換の促進など、非正規労働者の雇用安定の確保および労働条件の向上に向けた取り組みを進めていく。

- ③ 日本の全企業の 99.7%は中小企業であり、そこで働く労働者は全雇用者の約 7 割を占める。中小企業で働く仲間の処遇改善を欠いては、日本経済の成長はおぼつかない。

中小組合がより主体的な交渉ができる環境醸成に取り組むと同時に、「働き方」の側面も含めた「取引の適正化」が進むよう社会全体への働きかけを強めていく。

4 連合は、以下の取り組みを進めていく。

- ① 「底上げ・底支え」「格差是正」実現に不可欠な中小企業労働者と非正規労働者の処遇改善をめざし、全国中小企業団体中央会や中小企業家同友会全国協議会との懇談会等、関係団体との協議・連携や省庁への要請を実施する。
- ② すべての働く者の処遇を「底上げ・底支え」するため、全都道府県における「地域フォーラム」の開催をめざす。
- ③ 先行組合が引き出した回答内容を、回答集計結果および共闘連絡会議別「回答速報」等の連合ホームページ掲載や共闘連絡会議との合同記者会見などを通じて広く社会に発信し、すべての働く者の賃金の「底上げ・底支え」「格差是正」の実現のため、賃上げの広がりの後押しする。

5 働く者の「総合生活改善」のためには、政策による雇用の安定と質の向上や、社会的セーフティネットの強化による現在と将来への不安解消など、国民生活全体の底上げを行うことが不可欠である。「運動の両輪」である「2019 年度 重点政策実現の取り組み」を強力に進めるため、第 198 通常国会における「最重点法案」に位置づけた 6 法案について連合の考え方を広く訴える取り組みを中心に、社会的に広がりのある運動として展開する。

以 上

添付資料： 2019 春季生活闘争 要求集計結果（2019 年 3 月 4 日時点）

○当面の日程

1. 機関会議

2019年 3月 7日	第4回中央闘争委員会（第20回中央執行委員会後）
11日	第5回（臨時）戦術委員会
4月 4日	流通・サービス・金融共闘連絡会議第2回会議
5日	第13回中小労働委員会および構成組織・地方連合会中小労働担当者会議（第11回中小労働担当者会議）合同会議
12日	交通・運輸共闘連絡会議第2回会議
16日	第6回戦術委員会（第24回三役会後）
18日	第5回中央闘争委員会（第21回中央執行委員会後）

2. 諸行動

2019年 3月以降	経営者団体との協議
3月 8日	2019春季生活闘争 3.8国際女性デー全国統一行動・中央集会
14日	全国中小企業団体中央会との懇談会
4月 5日	2019春季生活闘争 共闘推進集会

3. 情報発信

2019年 3月 7日	2019春季生活闘争 要求集計結果公表（第20回中央執行委員会・第4回中央闘争委員会後 定例記者会見）
13日	2019春季生活闘争 ヤマ場 記者会見
15日	2019春季生活闘争 第1先行組合回答ゾーン集計結果および共闘連絡会議合同記者会見
22日	2019春季生活闘争 第2先行組合回答ゾーン集計結果 記者会見
4月 5日	2019春季生活闘争 3月月内決着集中回答ゾーン集計結果および共闘連絡会議合同記者会見

以 上

2019 年 3 月 7 日（木）

《問い合わせ先》
総合労働局
総合労働局長 富田 珠代
直通電話 03 (5295) 0517
代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者各位

2019 春季生活闘争 要求集計結果について

連合 2019 春季生活闘争につきまして、3 月 4 日時点の要求状況を集計いたしましたので、結果を報告いたします。

【概要】

- 連合「2019 春季生活闘争方針」において、要求提出は原則として 2 月末までに行うこととしてきた。
- 3 月 4 日（月）10 時時点で集約した構成組織の報告を集計した結果、すでに要求を提出した組合は 3,613 組合（前年比 604 組合増）で、うち月例賃金改善（定期昇給維持含む）を要求した組合は 3,386 組合（同 595 組合増）となった。賃上げ要求のすそ野の拡大が続いている。
- 平均賃金方式で要求を提出し金額が集計できる 2,993 組合（前年比 634 組合増）の要求は、組合員加重平均で 9,274 円・3.16%（同 74 円増・0.04 ポイント増）となった。うち 300 人未満の中小組合 1,981 組合（同 428 組合増）の要求水準は 8,421 円・3.38%（同 250 円増・0.11 ポイント増）である。
中小組合の動向がより反映される単純平均の前年比は 304 円増・0.15 ポイント増と加重平均を大きく上回っており、規模間格差是正に向けて賃金水準を意識した取り組みが広がっているものと受け止める。
- 非正規労働者の時給の引き上げを要求した 190 組合・542,216 人（前年比 104 組合増・99,707 人増）の要求は、組合員加重平均で 38.05 円（同 2.1 円増）となった。
- 改正労働基準法の 4 月 1 日施行に先立つ長時間労働是正、および職場における均等待遇実現をはじめとする「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現に向けて、多くの組合が職場の基盤整備に先行的に取り組んでいる。



添付資料：

1. 要求集計 総括表（要求状況・賃金・一時金） 1
2. 要求集計 非正規賃金 2
3. 要求集計 時間外・休日労働の賃金割増率 3
4. 労働条件に関する 2019 春季生活闘争および通年の要求・取り組み件数 4

今後の公表予定

3月13日（水）

「ヤマ場」回答引き出し状況

記者会見（16:00 予定）

15日（金）

第1 先行組合回答ゾーン集計結果

記者会見（16:15 予定）



2019春季生活闘争 要求集計 総括表

2019/3/7

2019要求 (2019年3月4日現在)			
集計組合 計		組合数	率
要求を提出(賃金に限らず全ての要求)		6,770 組合	100.0 %
うち、月例賃金改善(定昇継続含む)を要求		3,613 組合	53.4 %
要求検討中・要求状況不明		3,386 組合	50.0 %
		3,157 組合	46.6 %

2018要求 (2018年2月26日現在)			
集計組合 計		組合数	率
		7,793 組合	100.0 %
		3,009 組合	38.6 %
		2,791 組合	35.8 %
		4,784 組合	61.4 %

2018との比較

組合数		率
▲ 1,023 組合		
604 組合		14.8
595 組合		14.2
▲ 1,627 組合		▲ 14.8

月例賃金			
平均賃金方式	引き上げ額		引き上げ率
	加重平均	単純平均	単純平均
計	9,274 円	8,600 円	3.16 %
300人未満計	8,421 円	8,550 円	3.38 %
1,981 組合			
216,555 人			
1,045 組合			
47,557 人			
100～299人	8,412 円	8,418 円	3.34 %
936 組合			
2,044,388 人			
300人以上計	9,369 円	8,702 円	3.13 %
643 組合			
344,873 人			
300～999人	8,582 円	8,535 円	3.19 %
369 組合			
1,000人～	9,534 円	8,990 円	3.12 %
1,699,515 人			
個別賃金方式	引き上げ率		引上前水準要求水準
	加重平均	単純平均	単純平均
A方式35歳	7,635 円	2.90 %	263,517 円
118,760 人			271,152 円
A方式30歳	7,024 円	2.97 %	236,342 円
215 組合			243,366 円
146,006 人			260,324 円
B方式35歳	11,516 円	4.42 %	271,940 円
87,068 人			225,637 円
B方式30歳	12,031 円	5.33 %	237,668 円
55,782 人			

集計組合数			
集計組合数	引き上げ額		引き上げ率
	加重平均	単純平均	単純平均
2,359 組合	9,200 円	8,296 円	3.12 %
1,923,655 人			3.21 %
1,553 組合	8,171 円	8,218 円	3.27 %
174,307 人			3.31 %
796 組合	8,093 円	8,263 円	3.34 %
37,436 人			3.37 %
757 組合	8,193 円	8,169 円	3.25 %
136,871 人			3.26 %
806 組合	9,302 円	8,455 円	3.11 %
1,749,348 人			3.07 %
517 組合	8,345 円	8,277 円	3.11 %
276,970 人			3.10 %
289 組合	9,472 円	8,754 円	3.11 %
1,472,378 人			3.02 %
集計組合数	引き上げ率		引上前水準要求水準
	加重平均	単純平均	単純平均
214 組合	7,039 円	2.80 %	251,767 円
127,954 人			258,846 円
220 組合	7,365 円	2.94 %	250,259 円
153,386 人			257,624 円
146 組合	12,272 円	4.81 %	255,350 円
60,299 人			257,622 円
147 組合	12,651 円	5.66 %	223,644 円
55,083 人			236,295 円

集計組合数			
集計組合数	引き上げ額		引き上げ率
	加重平均	単純平均	単純平均
1,615 組合	9,200 円	8,296 円	3.12 %
1,470,554 人			3.21 %
762 組合	8,171 円	8,218 円	3.27 %
862,332 人			3.31 %
1,266 組合	8,093 円	8,263 円	3.34 %
941,116 人			3.37 %
663 組合	8,193 円	8,169 円	3.25 %
663,046 人			3.26 %
806 組合	9,302 円	8,455 円	3.11 %
1,749,348 人			3.07 %
517 組合	8,345 円	8,277 円	3.11 %
276,970 人			3.10 %
289 組合	9,472 円	8,754 円	3.11 %
1,472,378 人			3.02 %
集計組合数	引き上げ率		引上前水準要求水準
	加重平均	単純平均	単純平均
214 組合	7,039 円	2.80 %	251,767 円
127,954 人			258,846 円
220 組合	7,365 円	2.94 %	250,259 円
153,386 人			257,624 円
146 組合	12,272 円	4.81 %	255,350 円
60,299 人			257,622 円
147 組合	12,651 円	5.66 %	223,644 円
55,083 人			236,295 円

集計組合数			
集計組合数	引き上げ額		引き上げ率
	加重平均	単純平均	単純平均
1,615 組合	9,200 円	8,296 円	3.12 %
1,470,554 人			3.21 %
762 組合	8,171 円	8,218 円	3.27 %
862,332 人			3.31 %
1,266 組合	8,093 円	8,263 円	3.34 %
941,116 人			3.37 %
663 組合	8,193 円	8,169 円	3.25 %
663,046 人			3.26 %
806 組合	9,302 円	8,455 円	3.11 %
1,749,348 人			3.07 %
517 組合	8,345 円	8,277 円	3.11 %
276,970 人			3.10 %
289 組合	9,472 円	8,754 円	3.11 %
1,472,378 人			3.02 %
集計組合数	引き上げ率		引上前水準要求水準
	加重平均	単純平均	単純平均
214 組合	7,039 円	2.80 %	251,767 円
127,954 人			258,846 円
220 組合	7,365 円	2.94 %	250,259 円
153,386 人			257,624 円
146 組合	12,272 円	4.81 %	255,350 円
60,299 人			257,622 円
147 組合	12,651 円	5.66 %	223,644 円
55,083 人			236,295 円

2018との比較

組合数		率
▲ 1,023 組合		
604 組合		14.8
595 組合		14.2
▲ 1,627 組合		▲ 14.8

(注) ○ 一時金の要求方式は「月数要求」があり、上記集計結果は報告内容を単純集計している。従って、要求月数の比較増減と要求額の比較増減には、直接的な関連はない。
 (用語説明) 平均賃金方式／組合員の一人平均賃金の引き上げ幅を交渉する方式。
 個別賃金A方式／特定した労働者(たとえば勤続17年・年齢35歳・生産技術職)の前年度の賃金をいくばく引き上げるかを交渉する方式。
 個別賃金B方式／特定する労働者(たとえば勤続17年・年齢35歳・生産技術職)の前年度の賃金に対し、前年度(勤続と年齢がそれぞれ1年増加)いくばく引き上げるかを交渉する方式。

2019春季生活闘争 要求集計 非正規賃金

※ 定年後に非正規労働者として雇用されている方を除く

【時給】

要求集計		組合員1人あたり平均(加重平均)		1組合あたり平均(単純平均)	
組合数	職種数	人員	要求ベース	平均時給	要求ベース
2019要求 計	190	196	542,216	970.84	1,008.70
					38.05
2018要求(3/24公表)	86	86	442,509	951.31	986.68
					35.95
					972.69
					1,011.59
					38.67

職種別	要求集計・職種		組合員1人あたり平均(加重平均)		1組合あたり平均(単純平均)	
	職種数	人員	要求ベース	平均時給	要求ベース	引上幅
生産業務	7	550	1,002.97	39.95	986.33	37.86
	11	181	1,049.92	1,316.74	24.50	1,101.00
					1,335.40	26.73
	145	515,241	964.04	1,002.12	38.33	971.42
					1,010.69	39.08
販売・サービス						
運転・運送						
その他	33	26,244	1,098.81	1,131.69	32.57	1,060.97
						1,104.78
						43.35

要求集計組合		組合員1人あたり平均(加重平均)		1組合あたり平均(単純平均)	
組合数	人員	要求ベース	平均時給	要求ベース	引上幅
金属	6,646	934.10	978.85	39.95	1,000.33
					1,030.00
	16				38.13
	167	471,429	970.86	1,008.60	37.72
					990.32
化学・食品・製造等					1,035.91
					38.48
流通・サービス・金融					40.00
インフラ・公益	1				
交通・運輸					
その他	6	2,079	1,028.14	1,077.46	49.04
					1,017.83
					1,076.50
					56.61

【月給】

要求集計		組合員1人あたり平均(加重平均)		1組合あたり平均(単純平均)	
組合数	職種数	人員	要求ベース	計	要求ベース
2019要求 計	118	135	34,829	207,603	6,161
					2,616
2018要求(3/24公表)	53	55	15,697	205,402	6,267
					3,255
					4,777
					4,759
					2,97
					210,368
					6,694
					2,631
					4,456
					3,18
					3,32

職種別	要求集計・職種		組合員1人あたり平均(加重平均)		1組合あたり平均(単純平均)	
	職種数	人員	要求ベース	計	要求ベース	引上率(参考)
生産業務	6	556	197,328	6,572	3,093	3,913
						3,33
	26	1,473	205,080	5,882	3,000	2,978
						2,87
	83	29,317	206,694	5,740	2,641	4,612
販売・サービス						2,78
						6,000
運転・運送	1	25	171,000			171,000
						6,000
その他	19	3,458	218,303	9,343	2,231	6,945
						4,28
						213,332
						8,402
						2,504
						5,846
						3,94

要求集計組合		組合員1人あたり平均(加重平均)		1組合あたり平均(単純平均)	
組合数	人員	要求ベース	計	要求ベース	引上率(参考)
共同連絡会議					
金属	956	199,774	7,087	2,525	4,262
					3,55
	14				197,824
	100	29,794	207,030	5,903	2,665
					4,433
インフラ・公益					6,000
交通・運輸					
その他	3	1,544	222,025	12,160	1,479
					9,123
					5,48
					216,867
					11,089
					2,195
					8,192
					5,11

2019春季生活闘争 要求集計 時間外・休日労働の賃金割増率

2019/3/7

【時間外割増率/45時間以下】

業種別	集計組合		現 状	要 求
	組合数	人員		
製造業	19	5,101	25.60	30.30
サービス・ホテル	1	243,945	25.00	30.00
情報・出版	1	524	26.00	30.00
その他	4	4,178	25.00	30.00
計	25	253,748	25.50	30.20

割増率	現状	要求						
		25%	～30%	～35%	～40%	～45%	～50%	50%超
25%	20		20					
～30%	5		4	1				
～35%								
～40%								
～45%								
～50%								
50%超								

【時間外割増率/45時間超】

業種別	集計組合		現 状	要 求
	組合数	人員		
製造業	18	7,816	26.30	44.70
交通運輸	2	91	25.00	30.00
サービス・ホテル	1	243,945	25.00	50.00
情報・出版	1	524	26.00	30.00
その他	3	3,432	25.00	36.70
計	25	255,808	26.00	42.20

割増率	現状	要求						
		25%	～30%	～35%	～40%	～45%	～50%	50%超
25%	19		8				11	
～30%	6		1	1			4	
～35%								
～40%								
～45%								
～50%								
50%超								

【時間外割増率/60時間超】

※2010年の労働基準法改正による「月60時間超の時間外労働割増率50%以上」の適用が猶予されている中小企業を含む

業種別	集計組合		現 状	要 求
	組合数	人員		
製造業	9	708	27.20	47.80
交通運輸	2	91	25.00	50.00
計	11	799	26.80	48.20

割増率	現状	要求						
		25%	～30%	～35%	～40%	～45%	～50%	50%超
25%	7		1				6	
～30%	4						4	
～35%								
～40%								
～45%								
～50%								
50%超								

【休日割増率】

業種別	集計組合		現 状	要 求
	組合数	人員		
製造業	35	8,117	35.40	41.10
サービス・ホテル	1	243,945	35.00	50.00
情報・出版	1	524	36.00	40.00
その他	3	3,124	35.00	43.30
計	40	255,710	35.40	41.40

割増率	現状	要求				
		～35%	～40%	～45%	～50%	50%超
～35%	33	1	26	1	4	1
～40%	7		7			
～45%						
～50%						
50%超						

労働条件に関する2019春季生活闘争および通年(2018年9月～)の各種取り組み

要求事項		要求・取組件数(交渉単位)	
		2019.3.4現在	2018.2.26現在
1. すべての労働者の立場にたった「働き方」の見直し／ワークルールの取り組み			
(1) 長時間労働の是正			
● 36協定の点検や見直し		629 件	636 件
上記の内訳：次のa)～c)について取り組んだ件数をカウント。			
a) 36協定は、「月45時間、年360時間以内」を原則に締結する。		180 件	92 件
b) やむを得ず特別条項を締結する場合においても、年720時間以内とし、原則を踏まえ、より抑制的な時間となるよう取り組む。		178 件	71 件
c) 休日労働を含め、年720時間以内となるように取り組む。		164 件	64 件
● 時間外・休日割増率引き上げの取り組み		165 件	427 件
● 年次有給休暇の取得促進に向けた取り組み		811 件	960 件
上記の内訳：次のa)～b)について取り組んだ件数をカウント。			
a) 職場における取得状況等を把握し、労働者が全員偏りなく年次有給休暇が取得できるよう、取得5日未満者をなくす取り組みを行う。		559 件	— 件
b) 年次有給休暇100%取得をめざし、計画的付与の導入などの方策について、労使間で協議等を行う。		435 件	— 件
● インターバル規制の導入に向けた取り組み		224 件	103 件
● 事業場外みなし労働者、管理監督者も含めたすべての労働者の労働時間管理・適正把握の取り組み		273 件	623 件
● 事業場外みなしおよび裁量労働制の適正運用に向けた点検(労使協定・労使委員会、健康・福祉確保措置の実施状況、労働時間の状況など)		241 件	663 件
● 労働安全委員会の設置など労働安全衛生法令に基づく職場の点検、改善の取り組み		123 件	282 件
● その他長時間労働の是正・過労死ゼロに関する取り組み(※上記具体的な取組内容が不明な場合はこちらへ記入)		214 件	904 件
(2) 非正規労働者の雇用安定や処遇改善の取り組み			
① 雇用安定	● 正社員への転換ルールの整備と運用状況点検	254 件	547 件
	● 無期労働契約への転換促進および無期転換ルール回避目的の雇止め防止と当該労働者への周知徹底	389 件	833 件
	● 派遣労働者の受け入れ時および期間制限到来時における交渉・協議の協約化、ルール化の取り組み	150 件	115 件
② 処遇改善	● 同一労働同一賃金の実現に向けた労働条件の点検もしくは改善 次のa)～e)について、パートタイム労働者、有期契約労働者、派遣労働者など、雇用形態にかかわらず不合理な差別がないか、点検もしくは改善した件数をカウント。		
	a) 一時金支給の取り組み	227 件	317 件
	b) 福利厚生全般及び安全管理に関する取り組み(点検、分析・検討、是正等の取り組み)	133 件	334 件
	c) 社会保険の加入状況の確認・徹底と加入希望者への対応	50 件	445 件
	d) 育児・介護休業の取得を正社員と同様の制度とする取り組み	44 件	251 件
	e) 教育訓練など、その他処遇改善に関する取り組み(※上記具体的な取組内容が不明な場合もこちらへ記入)	127 件	572 件
	● 再雇用者(定年退職者)の処遇に関する取り組み	274 件	317 件

労働条件に関する2019春季生活闘争および通年(2018年9月～)の各種取り組み

要求事項	要求・取組件数（交渉単位）	
	2019.3.4現在	2018.2.26現在
(3) 障がい者雇用に関する取り組み		
● 障がい者雇用率の把握と法定雇用率達成に向けた取り組み	214 件	67 件
● 障がい者雇用に関する労働協約・就業規則の点検・見直し	200 件	50 件
★ (4) 治療と仕事の両立支援に関する取り組み	155 件	93 件
※ 疾病治療と仕事の両立が可能となる職場環境の整備、多様な休職・勤務制度の導入などの取り組みをカウント		
2. 男女平等の推進		
(1) 男女間の賃金格差是正に向けた取り組み		
● 男女間賃金格差の実態と要因把握・点検、改善へ向けた取り組み	132 件	522 件
● 生活関連手当での「世帯主」要件廃止や、女性のみに証明を求める等の見直しに関する取り組み	14 件	2 件
(2) 女性活躍推進法、男女雇用機会均等法等の定着・点検		
● 男女間格差の状況についての点検やポジティブ・アクションによる改善の取り組み	190 件	240 件
● 合理的な理由のない転居を伴う転勤の是正	35 件	21 件
● 妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いについての検証と是正	41 件	21 件
● 女性活躍推進法にもとづく事業主行動計画策定に向けた取り組みや着実な進捗の有無を確認する取り組み	371 件	364 件
● 女性活躍推進法、男女雇用機会均等法の定着・点検に向けた何らかの要求・取組（※上記具体的な取組内容が不明な場合はこちらへ記入）	49 件	361 件
(3) あらゆるハラスメント対策と差別禁止に関する取り組み		
● 職場実態の把握と事業主が講ずべき措置も含めたハラスメント対策についての労使協議	104 件	— 件
● あらゆるハラスメントを一元的に防止する取り組み（セクハラ、マタハラ、パタハラ、ケアハラ、パワハラ、ジェンダー等、同性間も含む）	47 件	— 件
● 「性的指向及び性自認に関する差別禁止に向けた取り組みガイドライン」を活用した就業環境改善に向けた取り組み	37 件	21 件
● ドメスティック・バイオレンスをはじめとする性暴力による被害者の職場における支援のための環境整備	8 件	— 件
(4) 育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備		
● 育児・介護に関する両立支援制度の点検・改善の取り組み	258 件	386 件
● 男性の育児休業取得促進に向けた取り組み	268 件	277 件
● 両立支援のための相談窓口設置に向けた取り組み	142 件	126 件
● 不妊治療と仕事の両立に向けた取り組み	60 件	31 件
(5) 次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進		
● 次世代育成支援対策推進法にもとづく点検、行動計画の策定、取り組みの点検	299 件	364 件

—：2018年では調査していない項目

★：2018年と設問の表現は異なるが内容はほぼ同じ